

「36 協定未届事業場に対する相談支援事業」の実施について

静岡労働局では、長時間労働の是正に向けた取り組みの一環として、業務委託事業により「36 協定未届事業場に対する相談支援事業」を、下記のとおり実施しています。

記

1 事業の概要

時間外・休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届け出ていない事業場を対象に、

労働条件に関する自主点検

相談会（セミナー）の開催による集団的な相談支援

個別訪問による相談支援

を実施することにより、適正な 36 協定の締結を通じて、長時間労働の是正に向けた対策の推進を図る。

2 実施期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から令和 2（2020）年 3 月 13 日まで

3 受託事業者

S A T O 社会保険労務士法人 名古屋オフィス

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号

第二友豊ビル 4 階

お問い合わせ先

S A T O 社会保険労務士法人 札幌オフィス内 事務センター

0 1 1 - 7 8 8 - 5 8 9 8（土日祝を除く 9 時から 18 時）

4 その他

本委託事業において、前記 1 の事業場に対して、同 から の実施に伴って郵便物が届くことや、自主点検の回答をいただけなかった事業場に対して電話連絡をさせていただくことがあります。

受託事業者には守秘義務が課されており、本委託事業で実施する自主点検、相談会（セミナー）及び個別訪問にて得られた情報は、行政目的以外で使用することはありません。

また、受託事業者が顧問契約等の営業活動を行うことはありません。

以上